

# レンタカー貸渡約款

年 月

事業者名 ウエスト・キャンピングカーレンタル四国

# レンタカー貸渡約款

平成 年 月 日

## 目次

### 第1章 総則

第1条 (約款の適用)

### 第2章 貸渡契約

第2条 (予約の申込み)

第3条 (貸渡契約の締結)

第4条 (貸渡契約の成立等)

第5条 (貸渡契約の解除)

第6条 (不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第7条 (途中解約)

第8条 (借受条件の変更)

第9条 (貸渡契約の締結の拒絶)

### 第3章 貸渡自動車

第10条 (開始日時等)

第11条 (貸渡方法等)

### 第4章 貸渡料金

第12条 (貸渡料金)

第13条 (貸渡料金改定に伴う処理)

### 第5章 責任

第14条 (定期点検整備)

第15条 (日常点検整備)

第16条 (借受人の管理責任)

第17条 (禁止行為)

第18条 (駐車違反の場合の処置等)

第19条 (自動車貸渡証の携帯義務等)

第20条 (借受人の賠償責任)

## 第6章 事故・盗難・故障時の処理等

- 第21条 (事故処理)
- 第22条 (補償)
- 第23条 (盗難発生時の処置)
- 第23条 (故障等の処理)
- 第24条 (不可抗力事由による免責)

## 第7章 取消し、払戻し等

- 第25条 (予約の取消し)
- 第26条 (途中解約手数料)
- 第27条 (貸渡料金の払戻し)

## 第8章 返還

- 第28条 (レンタカーの確認等)
- 第29条 (レンタカーの返還時期)
- 第30条 (レンタカーの返還場所)
- 第31条 (レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)
- 第32条 (信用信息の登録と利用の合意)
- 第33条 (個人情報の利用目的)

## 第9章 雑則

- 第34条 (遅延損害金)
- 第35条 (契約の細則)
- 第36条 (消費税)
- 第37条 (管轄裁判所)

附則

## 第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当店は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
- 2 当店は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

## 第2章 貸渡契約

(予約の申込み)

- 第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に合意の上、別に定める方法により、あらかじめ車種、借受開始時期、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるものとし、当店は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。
- 2 前項の予約は、当店が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。
- 3 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。
- 4 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

(貸渡契約の締結)

- 第3条 当店は貸渡しできるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申込みにより貸渡契約を締結します。
- なお、当店は貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転免許証及び運転免許証以外の身元を証明する書類の提出並びに借受期間中に借受人と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めるとともに、運転免許証及び提出された書類の写しをとることがあります。
- 2 貸渡契約の申込は前条第1項に定める借受条件を明示して行うものとします。
- 3 当店は、貸渡契約を締結したときには、別に定める貸渡料金を申し受けます。

(貸渡契約の成立)

第4条 貸渡契約は、当店が貸渡料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

- 2 当店は、事故、盗難その他、当店の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合において、借受人に一切の補償（例：飛行機チケットのキャンセル料等）の責任を負わないものとします。

(貸渡契約の解除)

第5条 当店は、借受人が貸渡し期間中に次の各号の1に該当したときには、何らの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当店が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

- (1) この約款に違反したとき。
  - (2) 借受人の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
  - (3) 第9条各号に該当することとなったとき。
- 2 借受人は、レンタカーが借受人に引き渡さされる前の瑕疵により使用不能となった場合には、第23条第3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能になった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当店に連絡するものとします。

(中途解約)

第7条 借受人は、借受期間中であっても、当店の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、第26条の中途解約手数料を支払うものとします。

- 2 借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障の為、貸渡期間中に返還したときには、貸渡契約を解約したものとします。

(借受条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借入条件を変更しようとするとき

は、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

- 2 当店は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生じるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒否)

第9条 当店は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
  - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
  - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
  - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6歳未満の幼児を同乗させるとき。
  - (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号いずれかに該当するときは、当店は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
    - (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
    - (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき
    - (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる事項に該当する行為があったとき。
    - (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者の貸渡しを含む。）において、第31条に掲げる事項に該当する行為があったとき。
    - (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。

### 第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第10条 当店は、第3条第2項に明示された開始日時及び場所で、第14条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

(貸渡方法等)

- 第11条 当店は、借受人が当店と共同して道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないことを確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。
- 2 当店は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換

等の処置を講ずるものとします。

- 3 当店は、レンタカーを引き渡したときは、所定の自動車貸渡証を借受人に交付するものとします。

## 第4章 貸渡料金

(貸渡料金)

- 第12条 当店が受領する第4条の貸渡料金はレンタカー貸渡時において、当店が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金表によるものとします。
- 2 当店が、受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸し渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

(貸渡料金改定に伴う処置)

- 第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約をした後に改定したときには、前条第1項にかかわらず、予約のときに適応した料金表によるものとします。

## 第5章 責任

(定期点検整備)

- 第14条 当店は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

- 第15条 借受人は借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

- 第16条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
- 2 前項の管理責任は、レンタカーの引渡しを受けた時に始まり、当店に返還したときに終わるものとします。

(禁止行為)

- 第17条 借受人は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
  - (1) 当店の承認及び道路運送法に基づく許可を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

- (2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当店の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (3) レンタカーの自動車登録番号票又は車両番号票を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等、その現状を変更すること。
- (4) 当店の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (6) 当店の承諾を得ることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
- (7) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (8) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は貸渡証に記載された運転者及び当店の承諾を得た者以外の者に運転させること。

(駐車違反の場合の処置等)

- 第18条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。
- 2 当店は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当店の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当店は、レンタカーが警察により移動された場合には、当店の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
  - 3 当店は、前項の指示を行った後、当店の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当店は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の処置に従うことを自認する旨の当店所定の文書（以下「自認書」という）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。
  - 4 当店は、当店が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的処置をとることができるものとし、借受人



又は運転者はこれに同意するものとします。

- 5 当店が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当店は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」という）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当店の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。
  - (1) 放置違反金相当額
  - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
  - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人若しくは運転者が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の金額を支払わないときは、当店は借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を（社）全国レンタカー協会情報管理システムに登録する等の処置をとるものとします。
- 7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当店の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当店の求めに応じないときは、当店は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める駐車違反金（次項において「駐車違反金」という。）を申し受けることができるものとします。
- 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当店は第6項に規定する（社）全国レンタカー協会情報管理システムに登録する等の処置をとらず、又は既に（社）全国レンタカー協会情報管理システムに登録したデータを削除するものとします。
- 9 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後該当駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当店は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。
- 10 第6項の規定により、（社）全国レンタカー協会情報管理システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当店の請求額が全額当社に支払われたときは、当店は（社）全国レンタカー協会情報管理システムに登録したデータを削除するものとします。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第19条 借受人は、レンタカーの借受期間中、第11条3項により交付を受けた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときには、直ちにその旨を当店に通知するものとします。

(借受人の賠償責任)

第20条 借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当店に損害を与えた場合はその損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。

## 第6章 自動車事故の処理等

(事故処理)

第21条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときには、事故の大小に係らず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当店に報告すること。
  - (2) 当該事故に関し、当店及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
  - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときには、あらかじめ当店の承諾を受けること。
  - (4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当店又は当店の指定する工場で行うこと。
- 2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
- 3 当店は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(補償)

第22条 当店はレンタカーについて締結された損害保険契約及び当店の定める補償制度により、借受人が負担した第20条の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとします。

- |          |        |     |                   |
|----------|--------|-----|-------------------|
| (1) 対人補償 | 1名限度額  | 無制限 | (自動車損害賠償責任保険を含む。) |
| (2) 対物補償 | 1事故限度額 | 無制限 | (免責額 10万円)        |
| (3) 車両補償 | 1事故限度額 | 時価額 | (免責額 10万円)        |

- (4) 搭乗者補償 1名限度額 500万円
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
  - 3 前項に定める補償限度額を超える損害及び、対物補償、車両補償の免責額については借受人の負担とします。
  - 4 当店が第1項の補償限度額を超えて借受人の負担すべき損害額を支払ったときは借受人は、直ちにその超過額を当店に弁済するものとします。

(盗難発生時の処置)

第23条 借受人は借受期間中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当店に報告し、当店の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当店及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(故障時の処置等)

第23条 借受人は借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときには、直ちに運転を中止し、当店に連絡するとともに、当店の指示に従うものとします

- 2 借受人はレンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。又、車両の修理が必要となった場合、修理期間中の休業補償として次の料金をご負担いただきます。

・休業補償（NOC）

（下記①、②の合計を休業補償とします。）

①損害程度や修理期間に関係なく、修理期間の車両の休業補償の一部として

- ・レンタカーを自走して当店に返還した場合 : 30,000円
- ・レンタカーを自走できずに当店に返還できなかった場合 : 50,000円

②修理日数に応じた休業補償として

- ・修理日数（最大30日）×10,000円

- 3 借受人はレンタカーの貸渡し前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当店からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。
- 4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当店に請求できないものとします。

(不可抗力事由による免責)

- 第24条 当店は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当店に連絡し、当店の指示に従うものとします。
- 2 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は、代替えレンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これによる損害について当店の責任を問わないものとします。

## 第7章 取消し、払戻し等

(予約の取消し等)

- 第25条 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。この予約取消手数料の支払いがあったとき当店は、予約申込金を返納するものとします。
- 2 当店は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当店の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。
- 3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約は取り消されたものとします。この場合、当店は、予約申込金を返納するものとします。
- 4 当社及び借受人は貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

(中途解約手数料)

- 第26条 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

$$\text{中途解約手数料} = \{ (\text{貸渡契約期間に対する基本料金}) - (\text{貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金}) \} \times 10\%$$

(貸渡料金の払戻し)

- 第27条 当店は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。
- (1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときには、受領した貸渡料金の全額

- (2) 第6条第1項により、貸渡契約が終了したときには、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
  - (3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額
- 2 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

## 第8章 返還

(レンタカーの確認等)

- 第28条 借受人は、レンタカーを当店に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。
- 2 当店は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立会のうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。
  - 3 借受人は、レンタカーの返還にあたって、当店の立会のうえ、レンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品が無いことを確認して返還するものとし、当店は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

- 第29条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。
- 2 借受人は、第8条第1項により、借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金または変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を払うものとします。

(レンタカーの返還場所等)

- 第30条 レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項により、返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとする。
- 2 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
  - 3 借受人は、第8条第1項による当店の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときには、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更により必要となる回送費用×100%

(レンタカーが乗り逃げされた場合の処置)

- 第31条 当店は、借受人が貸渡期間満了したにもかかわらず、前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当店の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等、乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きのほか、(社)全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の処置をするものとします。
- 2 当店は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合には、借受人は第20条の定めにより当店の与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

(信用情報の登録と利用の合意)

- 第32条 借受人は、前項に該当することとなった場合には、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者利用されることに同意するものとします。

(個人情報の利用目的)

- 第33条 当店は借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- (1) レンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため
- (2) 借受人に、レンタカー及びこれらに関連したサービスを提供するため。
- (3) 借受人の本人確認及び審査をするため。
- (4) 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工し統計データを作成するため。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

## 第9章 雑則

(遅延損害金)

- 第34条 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときには、当店の対し、年率14%の割合による遅延損害金支払うものとします。

(契約の細則)

第35条 当店はこの約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとします。その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

- 2 当店は、別に細則を定めたときには、当店の営業所に掲示するとともに、当店の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。又、これを変更した場合にも同様とします。

(消費税)

第36条 借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を当店にたいして支払うものとします。

(管轄裁判所)

第37条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当店の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則

この約款は、平成 年 月 日から施行します。